# I 福利厚生資金貸付金

## 1 貸付内容・要件

(1)貸付対象 被共済職員として1年以上経過している者

#### (2)貸付金の種類

7 7010 = 0 EW								
	生活資金	住宅資金						
使途	<ul><li>被共済職員の生活上一時的に要する資金</li><li>・ 冠婚葬祭費用</li><li>・ 自動車購入費用</li><li>・ 扶養している子の就学に関する費用</li><li>等</li></ul>	被共済職員の住宅の新築・増改築・購入 ・住宅用地の購入等に要する資金						
貸付限度額	基準給与額の4か月分(上限100万円)	基準給与額の8か月分(上限200万円)						
添付書類	かかる費用の分かる見積書、請求書、診 断書等(写)	・かかる経費の分かる建築確認書、見積 書、売買契約書等(写) ・土地・家屋等の平面図、見取り図(写)						

- ※ 他の借入れの返済資金としての貸付は行いません。
- ※ 必要に応じて他の添付書類を求める場合があります。
- (3)貸付利率 年2.0%

#### (4) 償還方法

貸付を受けた日の属する月の翌月から、借入金額に応じて、1~4年間(住宅資金の場合は1~7年間)で、元利均等の月賦償還

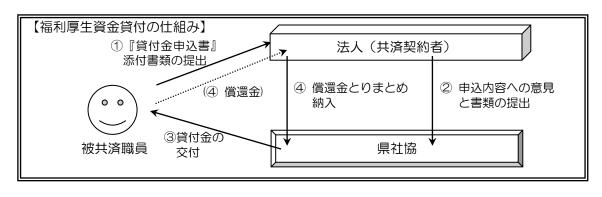
※ 但し、借受者が被共済職員でなくなったときは、直ちに借入金の残額及び利息を償還しなければなりません。

### (5)連帯保証人

被共済職員のうちから、以下の要件を満たす1名

- (i) 原則として、本資金の借受者又は連帯保証人でないこと。
  - ※ 既に借受者又は連帯保証人である場合でも、その残額と今回の借入金額の合計額 が限度額以内であれば、借入れと連帯保証を合わせて2件までは認められます。
- (ii) 借入金額が連帯保証人の「みなし退職手当金額」の90%以内であること。
  - ※ 既に借受者又は連帯保証人である場合は、その残額も借入金額に含みます。
  - ※ みなし退職手当金額とは、借入申込日を退職日とみなした場合に見込める、機構 と県単共済からの退職手当金の合計額をいいます。共済法適用外施設においてもそ れに準じて計算します。

### 2 手続きの流れ



### (1) 申込書の作成

「共済契約者の意見」欄以外の各項目を借入申込者及び連帯保証人にて作成した後、共済契約者(法人)にて借入要件や添付書類を確認の上、意見欄を作成します。

≪作成例≫自家用車の購入資金として生活資金の借入れ

第1号様式

		貸付金申込書	申込年月日	令和2年5月16日				
	申込金額	700, 000   ⊨		△△銀行 △△支店				
		150万円の自家用車の購入を計画してい	貸付金	預金の種類 当座(普通)				
借用事由		るが、貯金80万円を充ててもなお70万	口座振込 依 頼 先	預金通帳番号 (0000345)				
		円が不足するため、不足分を借り入れた    い。		フリガナグンマ タロウ預金名義人群馬 太郎				
	僧 還 方 法	1)償還回数48回で、毎月1回元利均等割賦で償還する。(生活資金)						
	恒 堡 刀 伝	2. 償還回数 回で、毎月1回元利均等割賦で償還する。(住宅資金)						
		申 込 者	連	帯保証人				
所	法人名	社会福祉法人 群馬会	社会福祉法人 群馬会					
属	施設等名	××デイサービスセンター	××園					
	住 所	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇郡〇〇町〇〇 * *					
	職氏名	群馬 太郎 印	谷川 雪江	印				
共	職員番号	0035 号		9008 号				
済	加入年月	平成16年 4月 1日		平成14年 4月 1日				
	給料月額	202, 000円	250, 000円					
	(意見) 資金使途、借入額、連帯保証人等借入について特段問題ないと思われます。							
	11. \rightar ±11.64 ±8.							
	共済契約者 の 意 見	<b>令和2年5月16日</b> 共済契約者	7	法人 群馬会 法人の 印				

- (a) 申込書を作成する日を記入します。
- (b) 必要経費以内かつ限度額以内で、借入れを希望する金額を 10万円単位で記入します。
- (c) 資金使途、資金計画、借入理由等を記入します。
- (d) 借入申込者名義の金融機関口座を記入します。
- (e) 希望する資金の番号を○で囲み、償還表をもとに、希望する償還回数を記入します。
- (f) 申込者、連帯保証人とも、**ご本人において記入**してください。住所は、施設ではなく、**ご自身の住所**を記入してください。「基準給与額」は、掛金の計算基礎になっている月額を記入します。
- (g) 共済契約者(法人)において申込内容に問題がないことを確認した上で、意見を付し、 記名・押印してください。

## 福利厚生貸付金元利均等償還表(年利2.0%)

単位: 円

	Λ Τ			D. I				単位:円		
No.	借入金額	A		В		C				
		年数	償還月額		年数	償還月額		年数	償還月額	
		回数	(最終回)	利息合計	回数	(最終回)	利息合計	回数	(最終回)	利息合計
1	100,000	1年	8, 424							
		12回	8, 416	1,080						
2	200,000	1 年	16,848		2 年	8, 508				
		12回	16,839	2, 167		8, 498	4, 182			
3	300,000	2 年	12, 762		3 年	8, 593				
		24回	12, 751	6, 277		8, 567	9,322			
4	400,000	2 年	17,016		3 年	11, 457		4年	8,678	
		24回	17,007	8, 375		11, 440	12, 435		8,657	16, 523
5	500,000	2 年	21, 270		3 年	14, 321		4 年	10,848	
		24回	21, 262	10, 472		14, 314	15, 549	48回	10,804	20,660
6	600,000	3 年	17, 186		4 年	13,017				
Ů		36回	17, 152	18, 662	48回	12, 996	24, 795			
7	700,000	3 年	20,050		4 年	15, 187				***************************************
Ŀ	100,000	36回	20,028	21,778	48回	15, 138	28, 927			
8	800,000	4 年	17,356							
	000,000	48回	17, 338	33, 070						
9	900,000	4 年	19, 526		~~~~					
J	300,000	48回	19, 484	37, 206						
10	1,000,000	4 年	21,695							
10		48回	21,678	41, 343						
11	1, 100, 000	4 年	23, 865		5 年	19, 281		6 年	16, 225	
11		48回	23,826	45, 481	60回	19, 224	56,803	72回	16,224	68, 199
12	1, 200, 000	5 年	21,033		6 年	17, 701		7 年	15, 321	
12	1, 200, 000	60回	21,019	61, 966	72回	17,634	74, 405	84回	15, 271	86,914
13	1 300 000	5 年	22, 786		6 年	19, 176		7 年	16,598	
10	1, 300, 000	60回	22, 762	67, 136	72回	19, 110	80,606	84回	16,530	94, 164
14	1 400 000	5 年	24, 539		6 年	20,651		7 年	17,874	
14	1, 400, 000	60回	24, 499	72, 300	72回	20, 586	86,807	84回	17,866	101, 408
1.5	1 500 000	6 年	22, 126		7 年	19, 151				
15	1,500,000	72回	22,062	93, 008	84回	19, 124	108,657			
1.0	1,600,000	6 年	23,601		7 年	20, 428				
16		72回	23, 543	99, 214	84回	20, 376	115,900			
	1,700,000	6 年	25,076		7 年	21,705				
17		72回	25,020	105, 416	84回	21,632	123, 147			
10	1,800,000	7 年	22, 981							
18		84回	22, 972	130, 395						
	1, 900, 000	7 年	24, 258							
19		84回	24, 231	137,645			***************************************	***************************************		***************************************
20	2,000,000	7 年	25, 535	-						
		84回	25, 480	144,885				***************************************		***************************************

## (2) 申込書の提出

共済契約者(法人)にて、申込書と添付書類をとりまとめ、県社協に提出します。

- ※ 送付の際、封筒に「福利厚生資金貸付関係」と朱書きしてください。
- ※ 貸付金の交付予定日は下記7のとおりですが、支払日との兼ね合いで早めの審査、交

付を希望される場合は、申込書提出の際に、その旨お申し出ください。但し、ご要望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

## (3)貸付の決定

書類審査の結果、貸付「適」となった場合は、決定通知書と借用書を送付します。

### (4) 借用書の提出

借用書を作成し、県社協に提出します。

- ※ 借受者、連帯保証人とも、**必ずご本人が署名・捺印**してください。
- ※ 日付は、県社協にて「貸付金の交付日」を記入しますので、空欄で結構です。
- ※ 送付の際、封筒に「福利厚生資金貸付関係」と朱書きしてください。

### (5)貸付金の交付

書類審査の後、県社協から被共済職員に貸付金が交付されます。

- ※ 交付時期は、概ね次のとおりです。
  - · 当月 10 日までの受付分 → 当月 25 日に交付
  - ・ 当月11日以降の受付分 → 翌月25日に交付
- ※ 交付日が金融機関の休業日にあたるときは、休業日後の最初の営業日となります。

### (6) 償還金の納入

**交付月の翌月から**、法人(共済契約者)において償還金を取りまとめ、**毎月末日まで**に 県社協の指定口座に納入します。

※ 依頼人名の前に「**契約者番号」を記入**してください。

### (7) 連帯保証人の変更

連帯保証人が被共済職員でなくなったときは、要件を満たす他の連帯保証人を設定してください。

### (8) 繰上償還

事前申込みにより、借入残額の全部又は一部を繰り上げて償還できます。但し、借受者 が被共済職員でなくなった場合(継続異動も含む)は、直ちに借入残額の全部を償還する 必要があります。

- ※ 事前申込みにより、申込月の翌月分(申込日が11日以降の場合は翌々月分)以後 の利息が再計算されます。希望される場合は、早めにご相談ください。
  - 例)11月5日に6か月分を希望
    - ⇒ 11 月末までに 11 月分の元利金と以後 6 か月分の元金の合計額を償還

### (9) 償還完了

償還完了となったら借用書を返還します。